

講師および試験官規約書

特定非営利活動法人日本ボディスタイリスト協会(以下「甲」という)とスクール講師及び試験官(以下「乙」という)は、乙の講師活動に関し、その基本的事項を次の通り規約する

第1条(目的)

甲は、乙に対し、甲の運営及び主宰するスクール、セミナー講師及びこれに付随する指導業務を委託し、乙はこれを受託する

第2条(方針)

乙は、甲の定めたテーマ、講義内容、コンセプト、指導方針を尊重するものとし、可能な限り甲の方針に基づいた講義内容を指導をする

第3条(講義内容)

乙は、認定資格を取得した内容のみスクールを行うことができる。また、講師及び試験官規約書の提出と年度更新完了が講師を継続する条件になる。受講開始報告書、又は規定学科以外のセミナーは報告書を提出する。当協会のスクールを受講するには必ず入会登録が必要である。講師は会員登録状況を確認し非会員へのテキストの販売やコピー等協会の資料を無断で提供してはならない

第4条(継続指導)

乙は、年間補習スクール及び動画スクール指導等において行われる研修、方針説明会等に、甲より参加を要請されることがあることを了解し、可能な限り応じて参加するように努める。

講師継続確認日として年間補習スクール、講師についての無料動画配信、スクール説明会、育成者指導のいずれかで講師として協会運営の仕組みと事務手続方法を確認し報告する名誉顧問は、協会スクール活動を中心にを行い協会の発展に協力した育成を行っている会員であることを条件とします。協会以外の活動が中心となっていると協会側が判断した場合、受講者の混乱を招く原因になるため名誉顧問の辞任を通告できるものとする

第5条(報酬)

乙は、当協会スクール規定に基づいたスクール価格を受講者から直接報酬として全額受取る。この時、支払われた報酬はすべて乙に管理責任義務があるものとする。協会に支払われる入会金、認定料は申請書と入金を確認出来ない限り手続き完了とならない

第6条(契約解除)

甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、規約を解除することができる

- ①乙が受講者の入会金及び認定料を受取りながら1カ月以上滞納した時は講師免停または資格取消になる場合がある。この期間は育成者の指導不足と判断し育成費が払われない
- ②乙が、当協会の名誉を傷つけ、または受講者、協会関連同業者になんらかの損害を与えたとき
- ③乙が、本規約の各条項に違反したとき甲は乙に脱会の通告を行うことができる

第7条(期間)

本規約は、毎年3月末日までとする

甲 住所 〒150-6018東京都渋谷区恵比寿4-20-3恵比寿ガーデンプレイス18F

特定非営利活動法人日本ボディスタイリスト協会 印

乙 住所 〒

会員番号 氏名 印

規約書提出日	年	月	日		
内容確認日	年	月	日		
確認方法	<input type="checkbox"/> 年間スクール	<input type="checkbox"/> 動画	<input type="checkbox"/> 説明会	<input type="checkbox"/> 補講指導(指導講師))